

豊かな環境づくり地域活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において企業・団体・NPO等が実施する環境保全や環境教育の取組を支援する豊かな環境づくり地域活動支援事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、美しい環境づくり諏訪地域推進会議の会員とする。

(経費及び助成額)

第3条 第1条に規定する助成の対象となる経費及び助成額は、次の表のとおりとする。

経 費	助 成 額
次の事業に要する経費（当該事業に直接必要な経費とし、人件費、飲食費（湯茶、菓子代などを含む）及び第6条の助成金実績報告書の提出までに支出が完了していない経費（支出したことを証する書類が添付されていない経費を含む）は含まない。） 1 公園、道路等の清掃活動、植樹、植栽等の緑化活動、花いっぱい運動その他環境美化に関する活動 2 河川、湖沼の浄化活動 3 自然保護、保全活動 4 環境教育に関する活動 5 優良な省エネルギー技術を活用した取組等の地球温暖化防止活動 6 1から5までに掲げるもののほか環境保護・保全に関する活動 7 1から6までに掲げる活動に関する思想、知識の普及、啓発活動	一の事業に係る助成金の上限額は3万円とする。

(交付申請)

第4条 事業の実施を希望する会員は、「豊かな環境づくり地域活動支援事業申請書（様式第1号）」により会長あて申請書を提出する。

(対象事業の選定)

第5条 対象事業の選定については、前項により申請のあった事業の中から、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする。

(実績報告と支払)

第6条 事業を実施した者は、交付金の交付決定のあった事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付の決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、豊かな環境づくり地域活動支援事業実施結果報告書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

2 事業を実施した者が交付金の交付を受けようとするときは、事業実施後豊かな環境づくり地域活動支援事業交付金交付請求書（様式第3号）を会長へ提出するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成元年5月30日から施行する。

(一部改正)

令和3年6月1日	一部改正
令和6年6月5日	一部改正
令和8年5月29日	一部改正